

公立の義務教育諸学校等の教育職員の  
給与等に関する特別措置法（給特法）の  
改正等に向けた緊急要望

令和6年5月

全国都道府県教育長協議会

会 長 浜 佳 葉 子

全国都道府県教育委員協議会

会 長 秋 山 千 枝 子

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する 特別措置法（給特法）の改正等に向けた緊急要望

依然として教師の厳しい勤務実態があるとともに、教職の魅力向上に向けて教師の処遇改善が叫ばれる中、文部科学省が令和4年1月に公表した「『教師不足』に関する実態調査」では、全国の公立学校で約2,000人も教師不足があったほか、昨年12月に公表された「令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況」では、全体の採用倍率が過去最低の3.4倍となった。近年、質の高い教師の確保は、都道府県教育委員会にとって喫緊の課題となっている。

政府は、この課題を解決するために、令和5年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針）の中で、「教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む」として、令和6年度から3年間を集中改革期間に位置付け、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）について、「令和6年度中の法改正案の国会提出を検討する」と明記している。

また、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会においては、給特法の改正を含む教師の処遇改善をはじめとした教師を取り巻く環境整備について活発な議論が繰り広げられ、5月13日に示された審議まとめでは、「①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の処遇改善、③学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進する必要がある。」とされている。

働き方改革の更なる加速化を進めることは前提としつつも、給特法の改正等による教師の処遇改善は、近年の教師不足の解消や将来の教師人材確保、子供たちへのより良い教育の実現に向けた持続可能な働き方など、教師に係る政策の全体像を見据えつつ、解決の道筋を付けるべき大きな課題であり、引き続き都道府県教育委員会において質の高い教師を確保していくために、下記のとおり要望する。

## 記

- 1 教職の魅力向上のために、教職の重要性及び教師の職務の特殊性等を踏まえ、給特法の改正や様々な教師の役割と職責に応じた仕組みの構築など教師の処遇を抜本的に改善する対策を早期に実現すること。
- 2 処遇の改善に当たっては、一般行政職との比較における教師の給与の優遇分がわずかになっている現状や教職の魅力向上が喫緊の課題であること等を踏まえ、人材確保法に基づく給与引上げが行われた当時の一般公務員に対する教師の優遇分を確保する水準とすること。
- 3 処遇改善と合わせ、中学校における35人学級編製の早期実現を図るとともに、小学校教科担任制、生徒指導及び特別支援教育推進のための教師の配置拡充などの学校の諸課題解決に必要な定数や、教師が担うべき業務の変化と増加に伴う定数の改善を図ること。
- 4 産育休や病休等による年度途中の欠員に対して速やかに補充するため、年度当初にあらかじめ補充を目的として配置し、欠員に対して柔軟に配置できる加配制度を創設すること。
- 5 必ずしも教師が担う必要のない業務を担う人材や専門的な支援を担う人材などの支援スタッフの配置充実に向けて、支援の大幅な拡充を図ること。
- 6 教職の魅力向上や質の高い教師の確保に向けて、国の施策や取組等を国民にとってわかりやすい内容で積極的かつ広く発信すること。
- 7 こうした施策を具体的に実現するためには、地方に財政負担が生じないように、国の責任と負担により確実な財政措置を行うこと。